

平成31年3月19日
神戸税関

関係者各位

お知らせ

即位日等休日法の施行に伴う大型連休における神戸港の 輸出入通関及び保税に関する取扱いについて

税関官署において事務を取り扱う時間については、「神戸税関における税関官署の開庁時間を定める掲示」（平成20年3月31日掲示第104号）により公示しているところですが、即位日等休日法の施行に伴う大型連休（本年4月27日（土）から5月6日（月）。以下「大型連休」という。）における神戸港の輸出入通関及び保税に関する事務については、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

なお、本件に関しご不明な点がありましたら、最寄りの税関窓口又は業務部管理課まで照会願います。

記

1. 輸出入貨物の通関及び保税に関する事務

大型連休の期間中は、業務部通関部門夜間・休日通関窓口において日曜日を除き8時30分から17時までの間、職員の常駐により輸出入通関手続全般及び輸出入通関に関連する保税手続に関する事務を取り扱います。

なお、4月28日（日）及び5月5日（日）については、職員の常駐は予定しておりませんが、両日の業務の要請にあたっては、それぞれ2日前までに最寄りの税関窓口又は業務部通関部門夜間・休日通関窓口にお申し出ください。

2. 大型連休における連絡先

大型連休の期間中、税関手続に関する連絡先は下記のとおりとなります。なお、職員が常駐していない時間帯は、連絡専用窓口へ自動転送されます。

業務部通関部門夜間・休日通関窓口（TEL078-333-3098）

本件に関する照会先

業務部管理課

電話番号078-333-3084